

山梨県警察本部訓令第4号

山梨県警察航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月16日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察航空機の運用等に関する訓令

山梨県警察航空機の運用等に関する訓令（昭和58年山梨県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 警察航空隊（第4条—第12条）
- 第3章 運用（第13条—第31条）
- 第4章 整備（第32条—第35条）
- 第5章 雑則（第36条・第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び航空機運用等に関する細則（昭和40年警察庁訓令第9号）に定めるもののほか、山梨県警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運営、配備された警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 航空業務 航空機の運用及び整備に関する業務をいう。
- (2) 航空機等 航空機、航空用装備品、航空機に係る付属品及び部品並びに整備工具の他の航空機の整備に必要な備品をいう。
- (3) 航空基地 山梨県警察が設置した航空機の管理運用のための事務所、格納庫、駐機場、誘導路、滑走路及びこれに付属する施設をいう。
- (4) 航空従事者 航空法（昭和27年法律第231号）第2条3項に規定する航空従事者をいう。
- (5) 警察無線局 生活安全部通信指令課、警察署、移動局（航空機搭載の無線局を含む。）及び通信可能な全ての警察無線局をいう。
- (6) 航空機事故 航空機による人の死傷、航空機の損傷その他航空機に係る事故をいう。

(運用責任者)

第3条 山梨県警察本部に運用責任者を置き、警備部警備第二課長をもって充てる。

2 運用責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受けて航空機の運用、整備等について責任を負うものとする。

3 運用責任者は、規則第4条第3項の規定により、警察庁長官が毎年度定める航空業務計画策定指針に基づき、毎年度の航空業務計画（以下「業務計画」という。）を策定し、本部長の承認を受けなければならない。

第2章 警察航空隊

(設置)

第4条 航空隊は、規則第6条の規定により、警備部警備第二課に置く。

2 航空隊に隊長を置き、警察官をもって充てる。

(航空基地及び活動区域)

第5条 航空隊の航空基地は、西八代郡市川三郷町黒沢に設置する。

2 航空隊の活動区域は、県内全域とする。

(任務)

第6条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

(業務)

第7条 航空隊に、管理飛行班及び整備班を置き、各班の分掌事務は別表第1のとおりとする。

(航空隊の活動)

第8条 航空隊の活動は、別表第2のとおりとする。

2 航空機の運航は、原則として、操縦士2名による運航とする。

3 航空機警らは、航空機の活動を必要とする警察事象の発生に即応できる体制の下に、別表第3に定める警ら区域を巡航することにより、地域の実態を把握して、その実態に即した次の活動を行うものとする。

(1) 地形、地物、地理、交通の状況、災害の発生状況その他の地域実態のうち、一つの事項の把握を主たる目的とした飛行活動

(2) 防犯、交通、災害の予防等の広報を主たる目的とした飛行活動

4 航空隊勤務における待機は、通常、航空基地において、緊急な事態が発生した場合に直ちに出勤できる体制を保持しながら、航空機、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成、整理等に当たるものとする。

5 航空機の整備士は、操縦士と緊密な連携を保ちつつ、通常時は、航空機の整備及び書類の作成、整理等に当たり、飛行時は1名以上が同乗し、各種機上作業を実施する

ものとする。

(勤務制)

第9条 航空隊員（以下「隊員」という。）の勤務は、山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令(平成31年山梨県警察本部訓令第5号)によるものとする。

(航空隊長)

第10条 航空隊長（以下「隊長」という。）は、業務計画に従って航空隊を運営し、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次の各号に掲げる業務を統括するものとする。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 隊長は、前条に規定する業務を実施するため、業務計画に基づき、次の各号に掲げる計画を策定しなければならない。

- (1) 年間運航計画（様式第1号）
- (2) 航空事故防止計画（様式第2号）
- (3) 警察用航空機整備計画（様式第3号）
- (4) 操縦士訓練計画（様式第4号）
- (5) 月別運航計画（様式第5号）

3 隊長は、航空隊の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。

(運航責任者)

第11条 規則第9条に規定する運航責任者は、隊長が指定する航空従事者たる警察官をもって指定するものとする。

2 運航責任者に事故があるときは、隊長があらかじめ指定した者が、その職務を代行する。

(安全担当者)

第12条 規則第10条に規定する安全担当者は、隊長が指定する航空従事者をもって指定するものとする。

第3章 運用

(機長の指定)

第13条 運航責任者は、航空機を運航するときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者を機長に指定しなければならない。

2 機長に指定しない操縦士又は航空従事者は、飛行中機長に事故があったときに機長に代わってその職務を行うべき者とする。

(飛行計画の承認等)

第14条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航責任者の承認を受けなければならない。

2 機長は、飛行中の気象の急変、機体の変調等のため計画どおりの飛行が困難であると認める場合のほか、みだりに承認を受けた飛行計画を変更してはならない。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

3 機長は、航空基地から航空機を出発させようとするときは、運航責任者の承認を受けなければならない。

4 前条及び前2項の場合において、運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指名する航空従事者がその職務を代行することができる。

(機長の責任と権限)

第15条 機長（機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下同じ。）は、航空機の飛行につき、全ての責めに任ずる。

2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(使用手続等)

第16条 所属長は、航空機警ら又は特別活動による搭乗を必要とする場合は、航空機使用（搭乗）申請書（甲）（様式第6号）を、使用日の7日前までに運用責任者を經由して本部長に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜な方法により申請することができる。

2 本部長は、前項の規定による申請があつた場合は、その使用又は搭乗目的、飛行内容、離着陸場、飛行時間等について審査の上適当と認めるときは、その使用又は搭乗を承認するものとする。

3 所属長は、航空機の使用を承認された範囲内において、その指揮監督の下に運用するものとする。

4 前項の運用に当たっては、航空機の運航の安全と効率的使用のため、あらかじめ隊長と必要な細部事項について連絡調整を行わなければならない。

(搭乗)

第17条 搭乗者は、航空機に搭乗するに当たっては、機長に対して、警察手帳、身分証明書等を提示し、その身分を明確にしてから搭乗するものとする。

2 機長は、搭乗者が搭乗に際して遵守しなければならない事項について指導するとともに、当該業務の遂行上必要な事項について十分な打合わせを行わなければならない。

(搭乗者の遵守事項)

第18条 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表第4に定める「航空機搭乗者心

得」を遵守しなければならない。

(外部からの要請)

第19条 本部長は、次条の規定による場合を除き、部外者から航空機使用又は搭乗の申請があった場合は、その内容を第16条第1項の規定に準じて審査し、当該申請が警察目的に準ずるものであり、かつその使用又は搭乗が警察業務に支障を及ぼさないと認めるときは、使用又は搭乗させることができる。

2 前項に規定する申請は、航空機使用(搭乗)申請書(乙)(様式第7号)によりその事務を主管する所属長(以下この条において「主管する所属長」という。)から運用責任者を經由して本部長に対して行うものとする。

3 第16条(第1項ただし書及び第2項を除く。)の規定は、外部からの要請による部外者の航空機の搭乗についてを準用する。

4 第16条第3項の規定は、外部からの要請による部外者の航空機使用について準用する。この場合において、「所属長」とあるのは「主管する所属長」と読み替えるものとする。

(派遣要請)

第20条 本部長は、他の都道府県公安委員会から航空機の派遣要請があった場合は、山梨県公安委員会の承認を受け、航空機を派遣するものとする。

(航空従事者の心得)

第21条 航空従事者は、常に関係法令の研究と技術の向上に努め、航空機の安全運航の確保と航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(臨時発着場)

第22条 警察署長(以下「署長」という。)は、管轄区域内における航空機の使用を考慮し、航空機の離着陸場として適当と認める場所(以下「臨時発着場」という。)を選定し、隊長に通知するものとする。

2 隊長は、前項の規定による通知に基づき必要な調査を行い、適当と認めるものについては航空法上の許可を受ける等所要の手続きをとり、その結果を署長に通知するものとする。

(臨時発着場の安全措置)

第23条 署長は、管轄区域内の臨時発着場が航空機の離着陸に使用される場合は、その安全を確保するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 関係者以外の者の立入りを禁止すること。

(2) 風向き、風速等を上空から確認できるよう吹き流しを立てる等の措置を講ずること。

(3) 着陸地点を明らかにするため、着陸地点に石灰等を用いて直径5メートル以上、線の幅10cm以上の(H)の標示をすること。

- (4) 着陸地点付近の地面が乾燥しているときは、砂じんの飛散を防止するために散水を行うこと。
- (5) 航空機の離着陸の際の吹きおろし風による着陸地点周辺の飛散物に対する処置を行うこと。
- (6) 駐機中の航空機、燃料等の警戒を行うこと。
- (7) 不時の出火に備えて消火器を準備しておくこと。
- (8) 連絡用として無線機を準備しておくこと。

(安全基準の遵守)

第24条 航空従事者は、航空機の飛行及び整備に当たっては、飛行規程及び整備手順書を遵守し、安全な運航に努めなければならない。

2 航空関係法令等に基づく「飛行安全基準」は、別表第5のとおりとする。

(特殊な飛行の制限)

第25条 隊長は、夜間飛行、水上飛行その他特殊な飛行を必要とするときは、その都度運用責任者の承認を受けなければならない。ただし、救難、救護その他緊急を要する用務のため必要な場合で承認を受けるいとまのないときは、事後速やかに報告しなければならない。

(救急用具の装備)

第26条 航空機の使用に当たっては、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第150条に規定する救急用具のほか、飛行の目的に応じて必要と認められる救急用具を装備しなければならない。

(通信連絡)

第27条 機長は航空機の飛行に当たっては、航空基地及び警察無線局と密接な通信連絡を行い、航空機の位置及び飛行の状態を明らかにするよう努めなければならない。

(事故発生時の機長の措置)

第28条 機長は、飛行中において発動機の故障、気象の急変その他の理由により航空機に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、人命の安全を図るため必要な措置を講ずるとともに、直ちに警察無線局等に緊急通信により事態の状況を連絡するよう努めなければならない。

2 機長は、不時着したときは、無線通信その他の方法により、次の各号に掲げる事項を本部長に報告するとともに、最寄りの航空交通管制機関に通報しなければならない。

- (1) 航空機の登録番号、名称及び機長名
- (2) 事故発生の日時、場所及び当時の天候
- (3) 乗員及び機体の状況
- (4) 第三者に与えた損害の有無及び状況
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項

(警察無線局の措置)

第29条 警察無線局は、前条に規定する緊急通信を受信したときは、直ちに受信内容を本部長に報告しなければならない。

(救助活動)

第30条 署長は、管轄区域内において航空機事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗者等の救助、事故現場の保存その他必要な措置を講ずるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

(事故調査委員会)

第31条 本部長は、航空事故が発生したときは、事故調査委員会を設置し、事故原因を明らかにするため必要な調査を行うものとする。

2 事故調査委員会は、本部長が指名又は委託する委員をもって構成する。

第4章 整備

(飛行前後の整備)

第32条 機長は、飛行の安全を図るため、飛行前に施行規則第164条の15に規定する事項について確認しなければならない。

2 航空法第24条に規定する航空整備士（以下「整備士」という。）は、飛行前に航空機の機体、装備品、燃料、潤滑油、積載物等について点検整備を行い、飛行後は、航空機の各部について点検整備を行わなければならない。

(点検整備)

第33条 隊長は、規則第21条の規定に基づき、航空機の点検整備を整備士に実施させ、機能の保持に努めなければならない。

(定期検査の実施)

第34条 運用責任者は、規則第22条に規定する定期検査を行うものとする。

(整備実施基準)

第35条 運用責任者は、航空機整備業務の確実かつ適正な実施を図り、航空機の安全性を確保するため、整備実施基準を定めることができる。

第5章 雑則

(備付け簿冊)

第36条 運用責任者は、航空機の運用等の状況を明らかにするため航空関係法令、規則等に定めるもののほか必要な簿冊を備付けるものとする。

(業務日誌)

第37条 隊員は、勤務日における勤務及び事件事故の取扱い等の活動状況その他所用事項を、業務日誌（様式第8号）に記録しておかななければならない。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

航空隊事務分掌

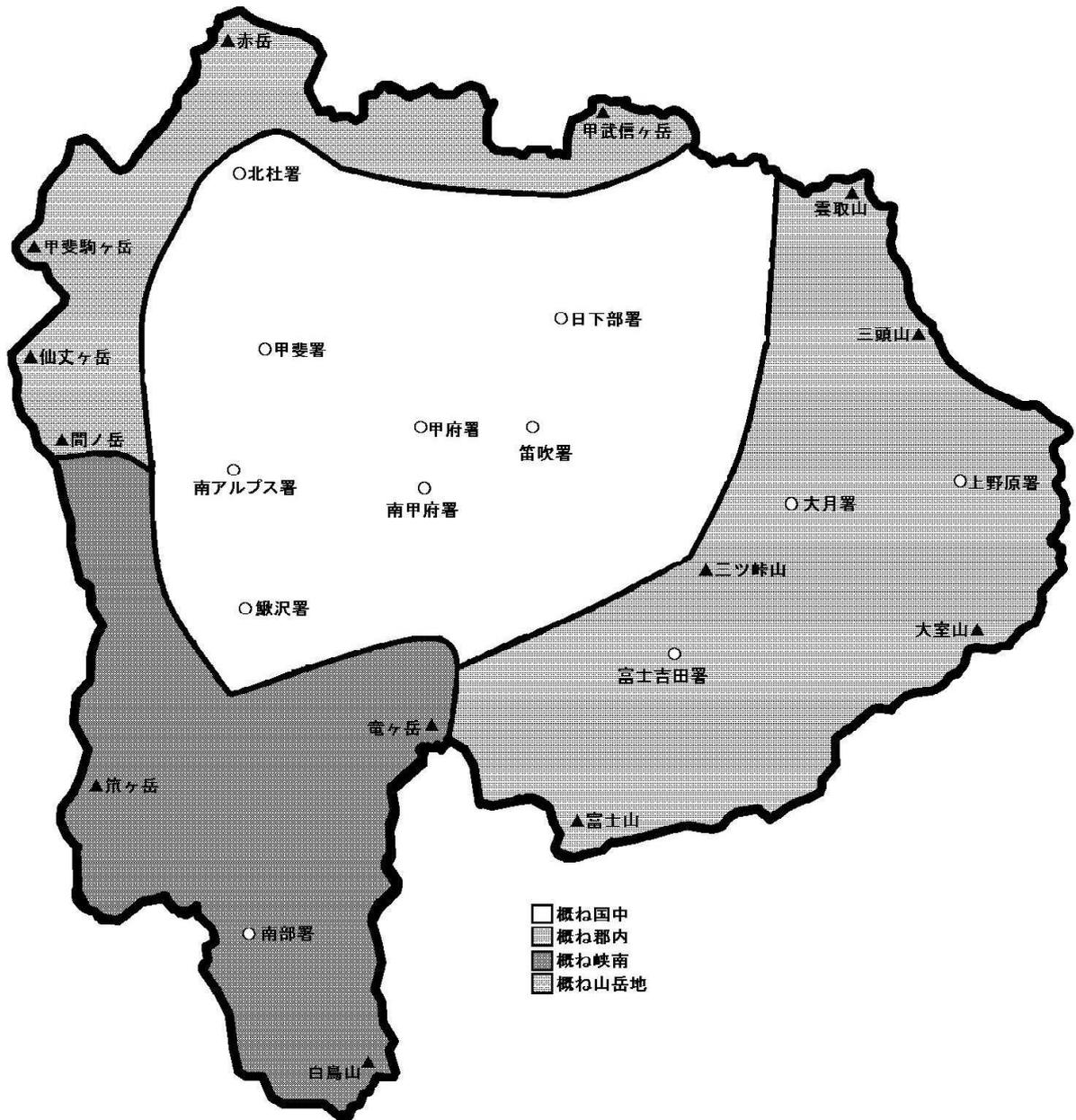
班 名	分 掌 事 務
管理飛行班	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の運航計画及び調整に関すること。 2 使用（搭乗）承認申請受理に関すること。 3 航空機の運航に関すること。 4 飛行計画の作成に関すること。 5 飛行記録の整理及び保管に関すること。 6 訓練教養（飛行関係）に関すること。 7 飛行安全に関すること。 8 航空隊の庶務渉外に関すること。 9 その他航空管理に関すること。 10 航空事故防止計画の策定に関すること。 11 運航の安全に関する情報収集整理及び教養訓練に関すること。 12 航空従事者の健康管理に関すること。
整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の点検整備に関すること。 2 機上作業に関すること。 3 地上支援資器材、工具等の保守管理に関すること。 4 整備記録の整理及び保管に関すること。 5 航空燃料及び油脂の取扱いに関すること。 6 整備の安全に関する情報収集整理及び教養訓練に関すること。 7 機上作業の安全に関する教養訓練に関すること。 8 車両の運用管理に関すること。 9 航空隊関係の予算に関すること。 10 通信業務に関すること。 11 防火管理に関すること。

別表第2（第8条関係）

航空隊活動区分

区分	活動区分
通常基本勤務を通じた活動	災害その他の場合における警備実施活動、航空機警ら、各種飛行訓練及び待機を通じて行う活動
特別活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急配備のための活動 2 事件、事故等の事案が発生した場合の被疑者及び被疑車両等の発見、確保、事件事故現場及びその周辺の状況把握等の初動措置活動 3 山岳遭難救助、水難救助、急病人の搬送その他人命の救助又は捜索のための活動 4 整備作業に伴う試験飛行や確認飛行及び耐空検査受験に必要な各種飛行資料収集のためなど航空隊独自の飛行目的で活動 5 上記活動のほか、本部長がその業務内容から航空隊が従事する必要があると認める活動

別表第3 (第8条関係)



別表第4（第18条関係）

航空機搭乗者心得	
山梨県警察本部	
搭 乗 前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機長と飛行に関する打合せを十分行うこと。 ○ 搭乗準備は、離陸20分前に完了すること。 ○ みだりに航空機に触れないこと。 ○ 機体の付近では、喫煙しないこと。 ○ 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 ○ 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。 ○ 高血圧、風邪等で体に異常のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 ○ 用便は、必ず済ませておくこと。 ○ 不用意に機体に近づかないこと。 ○ 係員の指示に従って行動すること。 ○ 頭上の回転翼（主ローター）及び尾部ローターに注意すること。
搭 乗 中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の体に合わせて、ベルトを調整すること。 ○ 機長の許可なく喫煙しないこと。 ○ みだりに機長に話しかけないこと。 ○ 機長の許可なく座席から動かないこと。 ○ 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。 ○ 機体や装備品には、みだりに手を触れないこと。 ○ 機外には、絶対に物を捨てないこと。 ○ 機体の姿勢に逆らわないこと。 ○ 飛行中酔ったり、体に不調が生じたときは、速やかに機長に申し出ること。 ○ 機長の指示によって降りる準備をすること。
降 機 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物がないかどうか確認すること。 ○ 機長の許可なく、ドアを開いたり、降りたりしないこと。 ○ 降りるときは、係員の指示に従って機体の前方から離れること。

別表第5（第24条関係）

飛行安全基準

番号	項目	内容
1	運航計画	<p>(1) ヘリコプターの使用は、任務に適応した性能及び装備を勘案して決定するものとする。</p> <p>(2) 飛行時間は年間計画に基づき策定し、個人飛行時間の格差をなくするよう計画する。</p> <p>(3) 操縦士には十分な休憩を与え、当直の翌日は原則として飛行任務を与えないものとする。</p>
2	飛行計画	<p>(1) 機長は、飛行準備を綿密周到かつ的確に行い、次の事項を遵守するものとする。</p> <p>ア 隊長から飛行目的及び安全対策について指示を受ける。</p> <p>イ 航空法第97条に基づく手続は、飛行計画書に所定事項を記載の上、東京空港事務所に通報するものとする。</p> <p>ウ 飛行の目的、気象情報等を把握し、状況、特に気象が急変した場合の飛行要領も考慮して飛行計画を立案作成すること。</p> <p>(2) 飛行中は残存燃料に注意して気象判断と経路選定を的確にし、安全確実に任務を遂行すること。</p> <p>(3) 出発地及び目的地の標高、地形、気温、湿度、風向、風速を考慮して離着陸の重量が地面効果外ホバリング可能重量の95%以内になるよう、予め搭載量を調整すること。</p> <p>(4) 航空機の重量重心位置を検討して、常に許容範囲内に確保すること。</p>
3	安全の確認	<p>(1) 機長は事前準備を周到にするとともに飛行前、始動試運転及び飛行後の点検に完璧を期するものとする。</p> <p>(2) 点検において異常を認知したときは、それが些細なことであっても飛行を中止し、整備士の確認を受けること。</p> <p>(3) 機長は、上下左右の見張りを厳重にして異常接近の防止、空中衝突等の防止に努めなければならない。</p> <p>(4) 同乗者は、見張りの励行について機長を補佐し、次号に該当する場合は機長に連絡するものとする。</p> <p>ア 同一高度を飛行中の航空機</p> <p>イ 送電線及び高架障害物</p> <p>ウ 遊覧及びアクロバット飛行中の航空機</p>

		エ その他飛行中異常を認めた場合
4	飛行条件	(1) 飛行のための気象状態は、施行規則第5条の2に規定する有視界飛行状態とする。ただし、夜間飛行を実施する場合は地上視程及び飛行視程が10km以上とする。 (2) 風速による飛行制限は原則として最大風速35kt以上（機体を風上に向けて）又は突風10kt以上を基準とする。
5	水上飛行	(1) 第25条による水上とは、湖、河川等の広い水面上をいう。 (2) 水上飛行における装備基準は、次の各号によるものとする。 ア 搭乗者は、ライフジャケットを装着し必要に応じて救命ボートを装備する。 イ ヘリコプターには、防水携帯燈、非常用信号燈又は信号弾を搭載する。
6	山岳飛行	山岳飛行は、じょう乱及び悪気流に注意するとともに、その状況は次の事項を考慮するものとする。 ア 余剰馬力を確認すること。 イ 着陸後エンジンは停止しないこと。
7	試験飛行	(1) 試験飛行を実施する場合の気象条件は、原則として有視界気象状態とする。 (2) 試験飛行区域は市街地上空を避け、不時着地が選定できる空域で行うものとする。
8	通信	局地空域内における位置通報は30分を基準として、生活安全部通信指令課又はヘリポートに行うものとする。
9	異常事態の報告	機長は、次の各号に該当する諸制限の逸脱又は状態に遭遇した場合は、飛行終了後隊長に報告するものとする。 (1) エンジン回転数 (2) ローター回転数 (3) 衝撃及び鳥類等の衝突 (4) 異臭及び異常音 (5) 不良着陸（ハードランディング） (6) その他異常を感じた場合